

市税に関する改正の概要

地方税法の改正により、地方税制度の一部が改正されました。市税に関する主な改正内容は次のとおりです。

●軽自動車税（軽自動車税の内容はP.49から掲載）

《二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）》

○総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付バイクと同額)とします。

※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となるものです。

●市民税（個人の市民税）（市民税の内容はP.14から掲載）

※令和8年度分市民税から適用される主な改正です。

《給与所得控除の見直し》

○給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げとなります。課税となる給与収入額が変わります。

同一生計配偶者・扶養親族の数	令和7年度まで	令和8年度以降
0人(単身者、専業主婦など)	100万円超	110万円超
1人	156万円超	166万円超

《扶養親族等に係る所得要件の引上げ》

○「同一生計配偶者及び扶養親族」「ひとり親控除の対象となる子」「勤労学生」のそれぞれについて、控除の対象となる所得要件が引き上げとなります。

内 容		令和7年度まで	令和8年度以降
同一生計配偶者及び扶養親族に係る所得要件	合計所得金額	48万円	58万円
	給与収入に換算	103万円	123万円
ひとり親控除の対象となる子の所得要件	合計所得金額	48万円	58万円
	給与収入に換算	103万円	123万円
勤労学生に係る所得要件	合計所得金額	75万円	85万円
	給与収入に換算	130万円	150万円

●市税に関する改正の概要

《大学生年代の子等に関する特例控除の創設》(特定親族特別控除)

○大学生年代(年齢19歳以上23歳未満)の子等が扶養親族等に係る所得要件(合計所得金額58万円:給与収入に換算すると123万円)を超えた場合でも親等が控除を受けられる新たな仕組みが導入されます。

大学生年代の子等の 給与収入額(合計所得金額)	控除額
	令和8年度以降
123(58)万円超 160(95)万円以下	45万円
160(95)万円超 165(100)万円以下	41万円
165(100)万円超 170(105)万円以下	31万円
170(105)万円超 175(110)万円以下	21万円
175(110)万円超 180(115)万円以下	11万円
180(115)万円超 185(120)万円以下	6万円
185(120)万円超 188(123)万円以下	3万円

市民税と所得税の違い

項 目	区 分	市民税	所得税
基礎控除(注1)	改正前	最高43万円	最高48万円
	改正後	最高43万円 (変更なし)	最高95万円
給与所得控除の最低保障額	改正前	55万円	55万円
	改正後	65万円	65万円
非課税となるライン(注2)	改正前	100万円	103万円
	改正後	110万円 非課税となる給与収入の金額が変わります	160万円
改正後の適用時期		令和8年度分から	令和7年分から

(注1) 合計所得金額に応じて控除額が変わります

(注2) 単身者(配偶者や子等を扶養していない方)の場合

市民税について、ご注意ください

○市民税は「地域社会の会費」という性格上、所得税とは控除の仕組みが異なりますので、**年収110万円を超えると課税されます。**

(例) 令和7年の給与収入160万円(単身者(配偶者や子等を扶養していない方))の場合、
令和8年度分市県民税 約32,000円

※森林環境税を含む。社会保険料の支払額を23万円と仮定した場合。

○実質的な手取り金額への影響については、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども別途考慮する必要があります。

○給付・手当・サービス等の中には、市民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、それぞれの担当窓口へご確認ください。